

二十歳未満の飲酒防止についての誓約書

懇親会の開催にあたり、二十歳未満の飲酒の防止に以下努めることを承諾し、遵守することを誓約します。

1. 二十歳未満の参加者数を以下報告します。
2. 二十歳未満の参加者には、大学生協が指定する名札（無記名）を着用させます。
3. 二十歳未満による飲酒は法律に違反する行為であり、絶対に行いません。
4. 二十歳未満の飲酒を勧めるような行動は一切行いません。
5. 「イッキ飲み」などの生命にかかわる危険な行為は一切行いません。また、団体の構成員がこれを行おうとした場合は、制止します。
6. 万が一、二十歳未満の飲酒が確認された場合は、大学への報告を行うことがあることを承諾します。

年 月 日

主催者所属

代表者氏名

開催日時	年 月 日（ ） 時 分～		
会の名称			
開催場所			
出席人数	二十歳以上		人
	二十歳未満		人

本状は、正本を大学生協、主催代表者が副本を保管することとします。

専務補佐	店長

懇親会事業に関する二十歳未満の飲酒防止対策について

名古屋大学消費生活協同組合 食堂部

二十歳未満の方が参加する懇親会で酒類を供与する場合は、「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」に則り、二十歳未満の方の飲酒防止の対策を講じます。

1. 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律（主な規定）

20 歳未満の者の飲酒を禁止します（第 1 条）。

未成年者の親権者や監督者は、未成年者が飲酒した場合に制止する義務を負います（第 1 条第 2 項）。

営業者（酒屋、コンビニエンスストアなど）は、20 歳未満の者に対して、飲酒を知りながら酒類を販売または供与することを禁止します（第 1 条第 3 項）。

営業者は、20 歳未満の者の飲酒を防止するために、年齢確認などの措置を講じる必要があります（第 1 条第 4 項）。

2. 学内施設を会場とし、名古屋大学生協がそれを受注し酒類を供与する際の対策

- 1) 「二十歳未満の参加者は飲まない」「二十歳未満の参加者に飲ませない（すすめない・強要しない）」を方針とします。
- 2) 懇親会受注時に「二十歳未満の参加者の有無」を確認します。
- 3) アルコールの提供を求められる場合は、「二十歳未満の参加人数」の確認と「飲酒防止に関する誓約書」の提出を求めます
併せて、当日会場で名札の配布と着用を義務付けることとします。

3. 名古屋大学生協（供与者）としての義務

- 1) 万が一遵守違反がある場合は、アルコールの提供を中止します。